

# 相・続・通・信 第12号

## 相続手続支援センター



松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

# 相続手続支援センター

## 新年のご挨拶

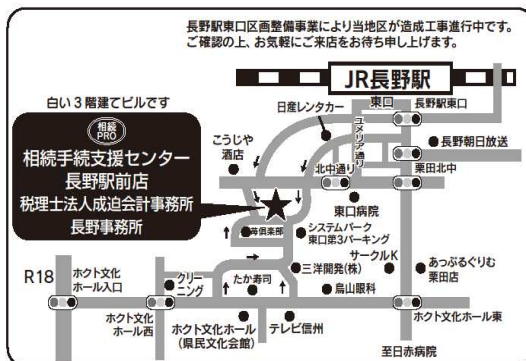
新年あけましておめでとうございます。皆様には日頃よりご愛顧頂き心より感謝申し上げます。昨年は大流行したインフルエンザに悩まされた方も多いのではないのでしょうか？冬本番です。体調管理にはくれぐれもお気をつけてお過ごしください。

相続手続支援センターでは、昨年11月28日(土)に『エンディングノートの書き方』セミナーを松本、長野で開催いたしました。お忙しい中、お越し下さいました皆様、ありがとうございました。エンディングノートは随時販売しています。ご希望のお客様いらっしゃいましたら、長野店、松本店までお問い合わせ下さい。

今年もいろいろセミナーを企画しております。その都度、相続通信にてお知らせして参ります。ご都合をつけて是非ご参加お待ちしております。

## 長野事務所からのお知らせ

「近くまで来ているのだけれど場所が分からなくて・・・」と今まで皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりましたが、この度ようやく長野事務所に看板が出来ました。まだまだ事務所の周りは東口区画整備事業をしております。ご来社の際はご確認の上、お越し下さいますようお願いいたします。



本年も皆様に一層相続手続支援センターをご利用頂ける様スタッフ一同取り組んでまいります。引き続き相続手続支援センターをご愛顧賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## 相続発生後の様々な手続きをお受けします。

お身内の方が亡くなられて相続が発生しますと、突然に様々な手続きが相続人の方のところによって参ります。まさに次から次から湧いて来るかのように、簡単な郵送確認から難しい書面作成まで、その煩雑さは相続人の方をいつまでも悩ませ続けることにもなります。

特に御高齢の方やお仕事をお持ちの方々にとっての大変さは、ご相談に来られた方からもしばしば伺いするところです。

このように精神的にも体力的にも負担を強いられる相続手続きですが、最近の傾向として「やらなければいけない手続きは全てお願いしたい」

と言われる方が確実に増えております。

しばらく前でしたら、「他の手続きは何とかやったので、不動産の相続だけお願いしたい」と言われる方がけっこういらっしゃいました。

ところが最近では不動産の相続はもちろんのこと、銀行、証券会社など金融機関の預貯金・株式等の名義変更から遺族年金への切り替え手続き、各種有価証券の名義変更・売却手続き、電気・ガス・電話やクレジットカードの切り替え手続きまで、ほとんど全ての手続きのお手伝いをさせて頂いております。

また、相続人がはっきりしないので調べて欲しいとか、ある相続人とは音信不通になっているが是非連絡をつけたい、といった御相談もこのところ増えております。弊社では御相談者との話し合いを深める中で、より実効性のあるお手伝いが出来ますよう努めております。

なかなか時間が取れず、気になってずっと悩んでいる方、こんなことをお願いしてもやってくれるのだろうかとお考えの方、また土地、建物の名義変更は終わったが、まだ何か手続きが残っている方、不動産はないが、その他の手続きを抱えている方など、ご連絡を頂ければ無料相談日等の打ち合わせをさせて頂きます。また御高齢の方でなかなか出掛けられない方など、よろしければ御自宅への訪問もさせて頂きますので、お気軽にお電話を頂ければと思います。

## 相続“豆”知識

Q

父が死亡後、父が書いた遺言書が2通出てきました。この場合どちらの遺言書が優先される？

A

遺言はあくまでも遺言者の最終的な意志を尊重するものです。したがって、日付が最も新しい遺言書の内容が優先します。結果として、それ以前の遺言書の内容は取り消されたものとみなされます。

ちなみに、遺言書には必ず作成年月日を記載しなければならず、日付の記載がない場合や年月だけで日の記載がない場合、「何年何月吉日」など日にちを特定できない場合は遺言自体が無効となりますので注意が必要です。

なお、以上からも分かるとおり、遺言書は何度でも書き直すことができます。その場合、新たに遺言書を作り直すこともできますが、既に書いた遺言書に修正・変更を加えることもできます。その場合は、修正・変更した場所に押印し、その上部余白に修正・変更した箇所と内容を付記し署名する必要があります(具体例:「参」を「弐」に訂正する場合 本文の「参」に二本斜線をしてその脇に「弐」と記入して押印し、その上部余白に「内容の第 条第×字目を弐に変更する。」と記入し、その脇に署名する)。この方式に従わない場合は、修正・変更がなかったものとして取り扱われることとなりますので注意が必要です。